

第 6 4 回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第 64 回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2020 年 7 月 16 日 (14 時 55 分～16 時 34 分)
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	小林誠治 (委員長), 齊藤浩司, 榊原渉, 塩田克彦, 關豊, 渡部正 (五十音順)
議 題	1. 前回委員会議事録 (案) の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査: 硬質ポリ塩化ビニル管 (東京) (2) 受託調査: 平鋼 (和歌山下津港)

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回 (第 62 回) 委員会議事録 (案) の承認	○ 事前に配布した議事録 (案) について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」4 月号より、硬質ポリ塩化ビニル管 (東京) について審議。	○ (説明) 硬質ポリ塩化ビニル管 (東京) の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしたがって調査プロセス、調査結果等を説明。
○ 事業規模とは異なる観点から調査対象事業所を選定していることについて、資料に説明があると分かりやすい。	○ 資料の作成において今後留意したい。
○ ベースサイズ以外の規格へ適用する販売掛け率は、ベースサイズの価格に対する掛け率なのか。	○ メーカーが作成している価格表に対する掛け率である。
○ 販売店対象の通信調査では、事業所の協力状況は管理しているのか。	○ 各事業所からの回収状況について記録を残している。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
○ 海外の安価な製品の輸入などはあるのか。	○ 輸入の実績は業界団体でも確認されていないと聞いている。
○ 需要者側の対象事業所とした中堅の専門工事業者より、規模や信頼性が上回る業者があるのではないか。	○ 対象業者はマンション設備工事に強く、塩ビ管の調査では適切と捉えている。業者毎の得意分野に応じ各担当が分担して設備資材に関する聞き取り調査を実施し、情報共有している。
○ 販売店対象の通信調査で回答の価格差が大きい理由は何か。	○ メーカーの価格表から価格をそのまま転記するケースや、自社の販売価格を記入するケースが混在しているとみられる。
○ 原油やナフサの市況が下落しているが、塩ビ管の価格が横ばいで推移しているのはなぜか。	○ 直接の原料である塩ビ樹脂は、5月までは市況に変動が生じておらず、塩ビ管の価格への影響はみられなかった。
○ 大口の取引規模に該当する取引は、全体の何割に相当するのか。	○ 公表資料がなく把握は難しいが、過去の資料による話として、一次店から工事業者へ販売するケースは全体の17～18%程度と聞いている。
○ 小口の通販は調査の対象になるのか。	○ 継続的な取引関係がある販売店と需要者の取り引きを対象としており、通販は対象外である。
(2) 受託調査「平鋼」(和歌山下津港)について審議。	○ (説明) 平鋼(和歌山下津港)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。
○ 大口需要者渡し価格の調査の場合は、特約店は対象とせず商社(一次店)が需要者へ販売するケースのみを調査すれば良いのではないか。	○ 『積算資料』に掲載する大阪地区の②価格(商社経由)と③価格(商社から特約店を経由)の状況を踏まえ、関連性を確認しながら調査を行う必要があるため、特約店も対象とした。
○ 大阪地区の価格がベースとなるのであれば、それは『積算資料』に掲載があるので、適用エクストラを報告する方が利便性は高いのではないか。	○ 発注者からは調査の依頼において単価での報告を求められており、これに基づいて対応している。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○ 大阪地区で平鋼を取り扱う事業所は、調査対象とした事業所でほぼ全てなのか。</p> <p>○ 汎用サイズなどで、海外の製品が輸入されることはあるのか。</p> <p>○ 新型コロナの影響で面接による調査が難しい場合は、WEBなども活用するのか。</p> <p>○ 母集団のほかにも、平鋼を取り引きする事業所があるのか。</p> <p>○ 母集団以外でも一部平鋼を取り引きする事業所があることなどの背景も資料の中で情報として補足されていると良い。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>○ ほぼ全てであり、調査対象事業所で9割方のシェアを押さえていると捉えている。</p> <p>○ 統計資料では大阪港でも若干の輸入が見られるが、調査では全く情報が確認されておらず、特定の業者間でごく少量の取り引きがある程度とみられる。</p> <p>○ 継続的に協力いただいている関係性のベースがあるため、状況により面接が難しい場合は電話での聞き取りを行っている。</p> <p>○ ほかに鉄鋼専門ではない商社による取り引きがある。</p> <p>○ 資料の作成において今後留意したい。</p> <p>.....</p> <p>10月23日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めるときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。
この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。
この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。
この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

小林 誠治	(一財) 公会計研究協会 参与
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榊原 涉	(株) 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 上席コンサルタント
塩田 克彦	(株) NTTファシリティーズ 首都圏事業本部 エンジニアリング&コンストラクション事業部 コンストラクション部 部長 (公社) 日本建築積算協会顧問
關 豊	JR東日本コンサルタンツ(株) 博士(工学)
渡部 正	日本大学 生産工学部 土木工学科 特任教授 博士(工学)